

## 愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、県内において様々な困難を抱える女性を支援する団体に対し、支援に係る経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 補助の対象となる事業は、様々な困難を抱える女性の支援に資する取組として知事が決定した事業（以下「補助事業」という。）とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」）とする。

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に定める規定により算定された額を県の予算の範囲内において交付するものとする。

(1) 次表の事業の区分ごとに、第1欄に定める基準額（市町村から同一の事業について補助又は委託を受けている場合は当該補助又は委託金額を控除した額）と第2欄に定める対象経費の実支出額から当該事業にかかる寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、次表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額（ただし、事業の区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた際は、これを切り捨てる。）を交付額とする。

事業	1 基準額	2 対象経費	3 補助率
アウトリーチ・居場所づくり事業	1,000千円	事業実施に必要な報酬、給与、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、燃料代、食糧費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料（シェルター及びステップハウスの賃料を除く）、備品購入費（単価30	10分の10

		万円未満の備品（自動車を除く。）に限る。）等	
民間シェルター入所者等自立支援推進事業	同上	同上	同上
ステップハウス提供事業	同上	事業実施に必要な報酬、給与、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、燃料代、食糧費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料（シェルターの賃料を除く）、備品購入費（単価 30 万円未満の備品（自動車を除く。）に限る。）等	同上

（補助金の流用の禁止）

第 5 条 前条に規定する各事業に対する補助金は、相互に流用してはならない。

（申請手続）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式 1）正副 2 通を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第 7 条 規則第 7 条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から 30 日以内とし、その旨を記載した書面正副 2 通を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 8 条 知事は、第 6 条による申請があった場合は、申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付の決定をし、申請者宛てに通知する。

なお、交付の決定にあたっては、別途定める審査委員会による審査を経るものとする。

（補助金の交付）

第 9 条 補助金は、全額概算払により交付する。

（計画変更の承認）

第 10 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補

助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(交付の要件)

第11条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式3により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(事業遅延の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類正副2通を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条に定める実績報告は、様式2のとおりとし、正副2通を知事に提出しなければならない。

- 2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は別に知事が定める日のいずれか早い期日までとする。

(状況報告等)

第14条 知事は、補助事業の遂行のため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は県の職員による事務所等への立入検査等を行うことがで

きる。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し通知する。

(是正のための措置)

第16条 知事は、前条の規定による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

(補助金の精算)

第17条 補助事業者は、第15条の規定により補助金の額が確定した場合及び第10条の規定に基づく計画変更の承認を受けた場合であって、概算払で交付された金額が補助額を上回っている場合は、その金額を知事が指定する期日までに返還しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月19日に施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月27日に施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式 1

年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者職・氏名

愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金交付申請書

標記について、次により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 所要額調書（様式 1 - 2）
- 3 実施計画書（様式 1 - 3）
- 4 収支予算書（様式 1 - 4）
- 5 団体活動状況調（様式 1 - 5）
- 6 申告書（様式 1 - 6）
- 7 その他参考となる書類



実施計画書

住 所	
団 体 名	
代表者職・氏名	

1. 実施事業 (該当するものに「○」を記入)

	アウトリーチ・居場所づくり事業
	民間シェルター入所者等自立支援等推進事業
	ステップハウス提供事業

2. 事業内容

(1) 実施場所
(2) 事業の概要 (支援方法や予定対象人数、関係機関との連携方法等を具体的に記入)

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

項目	金額	(内補助対象経費)			内訳
		アウトリーチ・居場所づくり事業分	民間シェルター入所者等自立支援等推進事業分	ステップハウス提供事業	
愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金 利用者負担金 一時保護委託費 寄付金 その他の収入 自己資金					
合計					

2 支出の部

(単位：円)

項目	金額	(内補助対象経費)			内訳
		アウトリーチ・居場所づくり事業分	民間シェルター入所者等自立支援等推進事業分	ステップハウス提供事業	
報酬 給与 賃金 謝金 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費					
合計					

## 団体活動状況調

団体名		
代表者職・氏名		
所在地		
電話番号		
メールアドレス		
団体構成員 (事務局職員 を除く会員)	会員数 (当該年度の 4 月 1 日現在)	人
	内訳	
事務局職員	総人員 (当該年度の 4 月 1 日現在)	人
	内訳	
目的		
設立年月日	年 月	
法人格取得年月日	年 月 (法人格を有する場合のみ記入)	
その他沿革及び 主な活動実績	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
過去 3 年間に おける補助金・委託事 業実績等*	補助金/委託事業名称	事業内容
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会則又は規約</li> <li>・前年度の決算書類</li> <li>・その他活動実績が分かるもの (団体の広報誌等)</li> </ul>	

※国、地方公共団体、独立行政法人から加害者プログラムや保護の委託等を受けた実績がある場合は、必ず記入すること。

## (留意事項)

本様式に記載の事項は、県が補助金に係る事務に利用するほか、県が開催する関係機関連携会議等で関係団体に共有することがある。秘匿情報等、関係団体に共有することが適当でない場合は、事前にその旨申告すること。

申 告 書

当団体は、下記のとおり申告します。

記

- 1 政治活動を主たる目的とする団体ではありません。
- 2 暴力団又は暴力団員の統制のもとにある団体及びその関係者ではありません。
- 3 次の要綱等の記載内容を理解し、その内容を遵守します。
  - ・愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金交付要綱
  - ・愛知県困難な問題を抱える女性支援事業実施要綱
  - ・官民協働等女性支援事業実施要綱(令和7年4月22日付け社援発 0422 第1号厚生労働省社会・援護局長通知別紙)
  - ・内閣府男女共同参画局長が定める性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)実施要領
- 4 申請した補助対象経費について、他の補助事業等を申請・受給している経費は含んでいません。
- 5 当団体が愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金の補助を受けて事業を行う場合、補助対象事業の公表について異議ありません(事業所やシェルター等の所在地に関する情報等を除く。)

年 月 日

所 在 地  
団 体 名  
代表者職・氏名

愛 知 県 知 事 殿

様式 2

年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者職・氏名

愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金について、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 実績額調書（様式 2 - 2）
- 3 事業実績報告書（様式 2 - 3）
- 4 収支決算書（様式 2 - 4）
- 5 その他参考となる書類



## 事業実績報告書

## 1 アウトリーチ・居場所づくり事業

実施事業（該当するものに「○」）	実績
① アウトリーチ支援【必須】	(実施回数、支援対象者数、関係機関との連携状況、その他活動状況を具体的に記載)
② SNS 等相談支援【必須】	(活動状況を具体的に記載)
③ 関係機関連携会議への参画【必須】	(参加日を記載)
④ 居場所の提供に関する支援【任意】	(実施回数、支援対象者数、関係機関との連携状況、その他活動状況を具体的に記載)
⑤ 自立支援【任意】	(実施回数、支援対象者数、関係機関との連携状況、その他活動状況を具体的に記載)

## 2 民間シェルター入所者等自立支援推進事業

### 実 績

(支援内容、支援を行った回数、支援対象者数、関係機関との連携状況、その他活動状況を具体的に記載)

### 3 ステップハウス提供事業

実施事業（該当するものに「○」）	実績
① SNS 等相談支援【必須】	(実施回数、支援対象者数、関係機関との連携状況、その他活動状況を具体的に記載)
② 自立支援【必須】	(実施回数、支援対象者数、関係機関との連携状況、その他活動状況を具体的に記載)
③ ステップハウス【必須】	(実施回数、支援対象者数、関係機関との連携状況、その他活動状況を具体的に記載)
④ 関係機関連携会議への参画【必須】	(参加日を記載)
⑤ アフターケア【任意】	(実施回数、支援対象者数、関係機関との連携状況、その他活動状況を具体的に記載)

## 収 支 決 算 書

## 1 収入の部

(単位：円)

項目	金額	(内補助対象経費)			内訳
		アウトリーチ・居場所づくり事業分	民間シェルター入所者等自立支援等推進事業分	ステップハウス提供事業	
愛知県困難な問題を抱える 女性支援事業費補助金 利用者負担金 一時保護委託費 寄付金 その他の収入 自己資金					
合計					

## 2 支出の部

(単位：円)

項目	金額	(内補助対象経費)			内訳
		アウトリーチ・居場所づくり事業分	民間シェルター入所者等自立支援等推進事業分	ステップハウス提供事業	
報酬 給与 賃金 謝金 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費					
合計					

年 月 日

愛知県知事 殿

所在地	〒
団体名	
代表者職・氏名	

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号をもって交付決定を受けた 年度愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

1 内容

補助金の確定額（補助金交付決定額）		円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b) - (a)	円

2 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付